

広島県告示第二百八十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

平成二十九年四月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
三四	<p>竹原市高崎町字奥深川一九一四番一の一部、一九一四番二の一部、一九二五番一、一九二五番二、一九二七番、一九二八番、一九二九番、一九三〇番一、一九三〇番二、一九三〇番三、一九三〇番四、一九三〇番五、一九三〇番六、一九三〇番七、一九三五番、一九三六番一、一九三六番二、一九三六番三、一九三七番の一部、一九三八番、一九四九番、一九五〇番、一九五一番、一九五二番、一九五四番一の一部、一九五四番三の一部、一九五五番の一部、一九五六番一の一部、一九五六番二、竹原市高崎町字池ヶ奥一九五七番の一部、一九五八番の一部、一九五九番の一部、一九六〇番、一九六一番の一部、一九六三番の一部、一九六四番の一部、一九六五番の一部、一九六六番の一部、一九六七番一の一部、一九六七番二の一部、一九六七番三の一部、一九六八番、一九六九番、一九七〇番、一九七一番、一九七二番、一九七三番の一部、一九七四番、一九七五番一、一九七五番二の一部、一九七五番三の一部、一九七六番一の一部、一九七六番二の一部、一九七七番二の一部、一九七七番三の一部、一九七八番、一九七九番一、一九七九番二、一九八〇番、一九八一番の一部、一九八一番二の一部、一九八二番の一部、一九八三番一の一部、一九八三番二の一部、一九八四番一の一部、一九八四番二の一部、一九八四番三の一部、一九八四番四の一部、一九八四番五の一部、一九八五番の一部、一九八六番の一部、一九八七番の一部、一九八八番の一部、竹原市高崎町字仮屋谷一九八九番の一部、一九九〇番、一九九一番、一九九二番の一部、一九九三番の一部、一九九四番、一九九五番、一九九六番、一九九七番の一部、一九九八番の一部、一九九九番の一部、二〇〇〇番の一部、二〇〇一番一の一部、二〇〇一番二、二〇〇一番三、二〇〇二番、二〇〇三番、二〇〇四番の一部、二〇〇五番の一部、二〇〇六番一、二〇〇六番二の一部、二〇〇七番一の一部、二〇〇七番二の一部、二〇〇八番一の一部、二〇〇八番二の一部、二〇〇九番の一部、二〇一〇番、二〇一一番の一部、二〇一二番の一部</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号</p>